

# 公益財団法人起業家支援財団 奨学金給付規程

改正 平成 20 年 3 月 31 日 平成 20 年 11 月 6 日 平成 21 年 7 月 16 日 平成 24 年 3 月 14 日 平成 26 年 3 月 11 日

## 第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 公益財団法人起業家支援財団（以下「本財団」という。）寄附行為第 4 7 条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第 2 条 第 2 条 本財団の奨学生となるものは、神奈川県の実業の発展に寄与することを目的とし、将来事業を起こすことを目標としている神奈川県の大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍、又は神奈川県内在住で他都道府県の大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する学生（以下、大学生等）とする。

2 上記以外の大学生等であっても、神奈川県の実業の発展に寄与することを目的とし、将来事業を起こすことを目標としている大学生等は奨学生として採用することができる。

3 高等専門学校生は四年次以上を、専修学校の専門課程を履修するものを対象とする。なお、専修学校の専門課程は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限二年以上の専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。各種学校は文部科学省令で定める修業年限一年以上のものに限る。

(奨学金の給付期間)

第 3 条 奨学金を給付する期間は、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する 1 年間とする。ただし、継続して支給する場合は、選考を経て、在籍する最大 3 年まで支給することができる。

(奨学金の金額)

第 4 条 前項の期間中に給付する奨学金の額は、大学生、大学院生の場合、月額 3 万円（一律）、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する学生の場合、月額 2 万円（一律）とする。但し、奨学生選考委員会が特に優秀と認める者に対しては、月額 5 万円を上限として、個別に奨学金の額を決定することがある。

2 奨学金目的の寄附が新たに発生した場合は、その金額に応じて奨学金を設けることができる。

## 第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書および提出書類)

第 5 条 奨学生応募者は、本財団所定の様式による奨学生願書、事業の構想に関する論文、事業計画書、および、本財団が必要と認めたその他の書類を、本財団に提出する。

(選考及び採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の第1次書類審査および面接選考を経て、理事長が決定する。

2 採用通知は、本人と在籍する大学等に行う。

3 採用通知を受けたものは、本財団所定の様式によるアグリーメントと在学証明書を理事長に提出する。

### 第3章 奨学金の交付

(奨学金の交付)

第7条 奨学金の交付は直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出するとともに、併せて学業等における近況報告を行うものとする。

### 第4章 奨学生の異動

(異動届)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止および停止)

第10条 奨学生が在籍する大学等を休学又は1ヶ月を超えて長期欠席したときは、その期間の奨学金支給を休止することができる。

2 奨学生の学業や性行の状況等によりその必要があると認められたときは、奨学金支給を停止することができる。

(奨学金の復活)

第11条 前条により奨学金の支給が休止又は停止されたものにおいて、その事由が止んだときは、在籍大学等を経て、奨学金の復活又は期間の延長を願いでることができる。

(奨学生の資格喪失)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の資格を喪失させることができる。

(1) 奨学金を必要としなくなったとき

(2) 傷害疾病のため学業継続の見込みがなくなったとき

(3) 学業成績が不調又は操行、精神が墜落したとき

(4) 在籍する大学等で停学又は退学の処分を受けたとき

(5) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入しなかったこと、または虚偽の記載をしたこと等により奨学生となったことが判明したとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在籍大学等を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

る。

## 第5章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第14条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び勉学状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(権利の帰属)

第15条 奨学生の指導に提供した資料及び目的物に関する一切の権利は、本財団に帰属するものとする。ただし、奨学生が研究発表や学術論文に資料や目的物を利用する場合は、本財団の許可を得て使用できるものとする。

## 第6章 罰則

(罰則)

第16条 下記の場合、奨学生は奨学金に係るすべての権利を失うとともに、本財団は支給した奨学金の総額について返還を求めることができる。

- (1) 第12条第4項の退学処分を受けたとき
- (2) 第12条第5項に該当するとき

## 第7章 実施細則

(実施細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月19日より適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日より適用する。

附 則

この規程は、平成20年11月6日より適用する。

附 則

この規程は、平成21年7月16日より適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月14日より適用する。